

高知市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、高知市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務を実施するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な事業実施候補者を選定することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 業務名

高知市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務

(2) 業務内容

別紙「高知市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料

回収した未収金の一定割合を支払う成功報酬及び回収不能報告書作成費とし、上限は次のとおりとする。なお、金額については、いずれも消費税及び地方消費税の額を含む額である。

《各上限》

① 成功報酬率

25%

② 回収不能報告書作成額

4,400 円（1 件当たり）

③ 委託料

令和 8 年度～令和 10 年度：総額 10,602,000 円

〔各年度〕 令和 8 年度 3,534,000 円

令和 9 年度 3,534,000 円※

令和 10 年度 3,534,000 円※

※令和 9 年度及び令和 10 年度については、原則として総額上限額を超えない範囲において、徴収率等により年度上限額を変更する場合がある。

3 参加資格要件

公告日から契約相手方の候補者（以下「候補者」という。）決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、(11)に示す指定公金事務取扱者の指定に係る審査は、参加資格確認において仮審査を行うものとし、候補者決定後、高知市指定公金事務取扱者の指定に係る事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第 4 条第 2 項に規定する「指定公金事務取扱者申出書（様式第 1 号）」の提出後に本審査を行うものとする。

- (1) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）第 3 条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社、又は弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 の規定による弁護士法人であること。

- (2) 債権回収会社にあつては、提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条の規定による改善命令を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者
- (4) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない又は本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者は、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (6) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (7) 直近 2 事業年度分の市町村税を滞納していない者
- (8) 直近 2 事業年度分の都道府県税を滞納していない者
- (9) 令和 7 年 10 月 31 日までに納期が到来する国税（法人税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分））を滞納していない者
- (10) 令和 7 年 10 月 31 日までの直近 2 年間に納期が到来する社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者
- (11) 指定公金事務取扱者としての指定要件を満たしていること。
 - ① 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。
 - ② 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。
 - ③ 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。
 - ④ コンプライアンス体制、個人情報管理体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

4 スケジュール

令和 7 年 11 月 20 日（木）	募集要領等の公告
令和 7 年 12 月 4 日（木）	質問提出期限
令和 7 年 12 月 10 日（水）	質問に対する回答
令和 7 年 12 月 18 日（木）	参加意向申出書提出期限
令和 8 年 1 月 16 日（金）	参加資格確認結果通知
令和 8 年 1 月 30 日（金）	企画提案書等提出期限
令和 8 年 2 月 9 日（月）	企画提案書の審査（プレゼンテーション）の実施 （令和 8 年 2 月 10 日（火）予備日）

令和 8 年 2 月中旬予定
令和 8 年 3 月中旬

候補者決定・通知 ※ 選定結果は提案者全員に対し通知
契約締結

5 参加意向申出書等の提出及び資格審査

プロポーザルに参加意思のある者は、次の書類を提出すること。

(1) 参加意向申出に係る提出書類

- ① 参加意向申出書（様式第 1 号）
- ② 団体等概要書（様式第 2 号）
- ③ 法務大臣による債権管理回収業にかかる許可証の写し（債権回収会社の場合）
- ④ 弁護士法人であることがわかる書類（写し可）（弁護士法人の場合）
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第 3 号）
- ⑥ 商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本
- ⑦ 貸借対照表及び収支決算書
- ⑧ 国税に係る納税証明書（写し可）
- ⑨ 県税に係る納税証明書（写し可）
- ⑩ 市町村税に係る納税証明書（写し可）
- ⑪ 社会保険料納入確認（申請）書（様式第 4 号）
- ⑫ 参加資格要件確認書（様式第 5 号）
- ⑬ 委任状（様式第 6 号）

【注意事項】

- ・ 市町村税及び県税に係る納税証明については、令和 7 年10月31日までに納期が到来する市町村税・県税について、本社所在地の自治体が発行する滞納がないことの証明書又は滞納がないことが分かる証明書（直近 2 事業年度（2 年間分））を提出すること。
- ・ 国税に係る納税証明については、令和 7 年10月31日までに納期が到来する国税（法人税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分））について、本社所在地を管轄する税務署が発行する未納税額のない証明書【証明書の種類: その 3】を提出すること。
- ・ 社会保険料に係る納入確認については、令和 7 年10月31日までの直近 2 年間に納期が到来する健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金について、年金事務所が発行する社会保険料納入証明書または高知市様式（様式第 4 号）に確認印が押印されたものを提出すること。
- ・ 官公署の証明書類は、申請日から遡って 3 か月以内に発行されたものに限る。

(2) 提出先

「12 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。）

(4) 提出期限

令和 7 年12月18日（木）17時

※郵送の場合は、令和 7 年12月18日（木）必着とする。

(5) 資格審査

参加意向申出書の提出があった者について、参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格確認結果通知を送付する。なお、失格となった者は通知を受けた日の翌日から起算して7日以内にその理由について説明を求めることができる。

6 質問の提出及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式第7号）を提出すること。

(2) 提出方法

持参、E-mail 又は FAX により行うこととし、E-mail 又は FAX による場合は、必ず電話により着信を確認すること。なお、郵送、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先

「12 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

(4) 提出期限

令和7年12月4日（木）17時

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年12月10日（水）に高知市子育て給付課ホームページ（<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/33/>）に掲載する。

7 企画提案書の提出等

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認められた者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

企画提案書（様式第8号）

(2) 提出部数

10部

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達証明又は書留郵便に限る。）

(4) 提出期限

令和8年1月30日（金）17時

※郵送の場合は、令和8年1月30日（金）必着とする。

(5) 提出先

「12 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

8 審査及び評価基準等

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により実施

《一次審査》

参加資格要件の確認のための資格審査を実施し、企画提案書の提出者を選定する。

《二次審査》

企画提案書、会社概要等についてのプレゼンテーションを実施し、本市が設置する「高知市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査する。なお、詳細については、一次審査の有資格通知を受けた者へ別途通知する。

① 実施場所

高知市役所

② プレゼンテーション内容及び実施時間

プレゼンテーションは提出した企画提案書に沿って行うものとし、説明は 20 分以内、質疑は 15 分程度とする。

プレゼンテーションにおいてプロジェクターが必要な場合は、事前に本市にその旨を連絡するものとし、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各者用意すること。

(2) 選定委員会

委員長 1 名、副委員長 1 名、委員 3 名で構成する。

(3) 評価基準

一次審査の参加要件は、「3 参加資格要件」を全て満たすこととする。

二次審査の選定基準は別紙「高知市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務委託 プロポーザル選定基準」のとおりとする。

(4) 候補者の決定

候補者は、選定委員会の合計得点が最も高い提案者とする。ただし、最低基準点（審査員全員の総得点が満点(650 点)の 60%）以上の者だけを候補者の選定対象とし、本プロポーザルの企画提案者が 1 者のみであっても、最低基準点以上でなければ選定しない。

なお、最高点数の者が同点で 2 者以上ある場合は、選定基準の審査項目のうち、「業務実施内容及び手法」の得点が高い者を候補者とする。また、「業務実施内容及び手法」の得点も同点の場合は、「業務実施方針」の得点が高い者を候補者とする。さらに、「業務実施方針」の得点も同点の場合は、選定委員会で協議の上、候補者を選定する。

候補者が参加要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を候補者とする。

(5) 審査結果通知

一次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知する。

二次審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。また、候補者の名称及び所在地、総得点、その他の参加者（「B 社」「C 社」等と記載）の総得点を子育て給付課ホームページで公表する。

(6) 契約の締結

候補者と契約締結の交渉を行う。候補者が契約を締結しない場合は、次点者から順次、契約交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。

契約の締結に関しては、企画提案の詳細について本市と協議・調整の上、企画提案書の内容を一部変更し契約を締結する場合がある。

9 その他（失格等に関する事項）

- (1) 次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格となることがある。

- ① 参加資格要件を満たさなくなったとき
 - ② 提出書類に虚偽の記載をしたとき
 - ③ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき
 - ④ 選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき
 - ⑤ その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる理由があると認めるとき
- (2) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当した時は、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
- ① 参加資格要件を満たさなくなったとき
 - ② 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき

10 指定公金事務取扱者の指定について

本業務は公金の徴収等が委託内容に含まれるため、本市から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 に規定する指定公金事務取扱者に指定を受けるものとし、また、同法第 243 条の 2 第 8 項の規定に基づく会計管理者による検査を受けるものとする。

なお、本業務における公金取扱業務の一部を再委託する場合、再委託先についても同様とする。

11 その他留意事項

- (1) 公募手続において使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合は失格とする。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合は失格とする。
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合は失格とする。
- (5) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (6) 企画提案に要する費用（企画提案書の作成に要する費用）は全て参加者の負担とする。
- (7) 提出書類等が期限までに提出されなかった場合は、いかなる場合においても受理しない。
- (8) プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできない。
- (9) 提出書類等は必要に応じて複写する（庁内及び選定委員会での使用に限る）。
- (10) 提出書類等は返却しない。
- (11) 提出書類等は、高知市行政情報公開条例に基づく公開請求があった場合には対象文書として原則公開することになる。

なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第 9 条第 1 項第 3 号の規定により客観的に判断した結果、非公開とできる場合がある。提出書類等において、当該規定により非公開とすることを希望する場合は、情報非公開希望申立書（様式第 9 号）により、非公開を希望する部分と公開により利益が害される具体的な理由を明示すること。ただし、本市での検討の結果、公開となる場合もある。

- (12) 提出期限以降における提案書類等の差し替え及び再提出は原則認めない。
- (13) 提出書類等の記載事項が虚偽であったことが判明した場合は、その時点で失格とする。
- (14) 委託契約の締結に際しては、企画提案の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- (15) 選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。
- (16) 候補者は、本市との協議・調整後に見積書を提出するとともに、要綱第4条第2項に規定する「指定公金事務取扱者申出書（様式第1号）」を本市に提出するものとする。
- (17) 当該委託業務は本市保有個人情報取扱業務であり、『別記「個人情報取扱特記事項」』を遵守すること。（※『別記「個人情報取扱特記事項」』：高知市広聴広報課ホームページ参照）

12 書類の提出先及び問い合わせ先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号
高知市こども未来部子育て給付課 担当：長野、関、山脇
電話：088-823-9447 FAX：088-823-9368
E-mail：kc-280200@city.kochi.lg.jp